

教生学第 919 号

平成 27 年 1 月 6 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

学校教育局健康・体育課長

「教職員向け資料『性同一性障害の理解のために』」の送付について（通知）

学校における性同一性障害に係る対応については、各学校において、平成 22 年 5 月 17 日付け教生学第 136 号通知の趣旨を踏まえた適切な対応がなされているところですが、この度、性同一性障害に対する教職員の理解を深めるための資料を作成しましたので通知します。

については、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し本資料を送付するとともに、各学校において、本資料を活用するなどして性同一性障害に対する教職員の理解の深化を図るよう、指導助言願います

〔生徒指導・学校安全グループ〕
〔学校保健・体育グループ〕

性同一性障害の理解のために

北海道教育委員会（平成27年1月）

学校に、次のような子どもはいませんか？



体は男だけど、自分が男だという自覚はありません。性同一性障害であることをみんなに告白して、自分らしく生活したい。どうしたらいいの？

体が女だからといって、女子の制服を着なければならぬのは苦痛で、耐えることができません。どうしたらいいの？



女性なのに、自分は「本当は男なんだ、男として生きるのがふさわしい」と考えたり、男性なのに、「本当は女として生きるべきだ」と確信する現象を「性同一性障害（gender identity disorder, GID）」と呼びます。

性同一性障害のある子どもたちは、このような性別の不一致感から、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸念されます。

こうした問題に関しては、個別の事案に応じたきめ細かな対応が必要であり、学校関係者は、児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場に立った教育相談等を行うことが求められています。

1 性同一性障害とは

「性同一性障害」の定義

性別といえば、男性か女性の2種類に分かれると多くの人たちは単純に考えます。しかし、性別には、生物学的な性別（sex）と、自分の性別をどのように意識するのかという2つの側面があります。性別の自己意識あるいは自己認知をジェンダー・アイデンティティ（gender identity）といいます。

多くの場合、生物学的な性別と自らの性別に対する認知であるジェンダー・アイデンティティは一致しているため、性別にこのような2つの側面があることには気づきません。しかし、一部の人では、この両者が一致しない場合があります。そのような場合を「性同一性障害」といいます。

つまり、性同一性障害とは、「生物学的な性別（sex）と性別に対する自己意識あるいは自己認知（gender identity）が一致しない状態である」と、定義することができます。

（参考）性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害者については、戸籍の続柄の記載の訂正が家庭裁判所においてほとんど認められておらず、社会生活上さまざまな問題を抱えている状況にあることなどから、その社会的な不利益を解消するため、立法による対応が求められていました。

このような背景を踏まえ、平成15年7月16日、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、法律で「性同一性障害者」が定義されました。

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。（第二条）

2 性同一性障害で見られる症状

① 自分の性別を嫌悪あるいは忌避する

自分の性器が間違っている、成人になれば反対の性器を持つようになるであろうなどと主張したり、自分の性器はなかったらよかったのにと考えることもあります。

また、2次性徴期に、男性では、声変わりしたり、喉仏が目立ったり、肩幅が広く、筋肉が張ってくる、陰茎が大きくなるなど、女性では、体つきが丸みを帯び、月経が来たり、乳房が膨らむなどの変化が起こります。こうした男らしい、あるいは女らしい体つきになることに対する嫌悪感や忌避の気持ちが強くなります。

そのために、すね毛をそったり、乳房をさらして巻き、ふくらみを隠そうとしたりします。これらの症状は、自らのジェンダーにふさわしくない身体症状を嫌悪し、忌避することからくるものです。

このまま大人になるのが怖い。自分はこの先、どうなっていくんだろう？ 将来、どうしたらいいんだろう？

このまま隠し続けていくのは嫌。性同一性障害であることをカミングアウトしたい。

自分では分かっているつもりでも、自分を責めてしまう気持ちもどこかにあって、自分の体を傷つけてしまいます。

他の男の子とは違うところがあるらしく、冷やかしかやからかいなどのいじめを受けています。

② 反対の性別に対する強く、持続的な同一感を抱く

自分の存在そのものを、自らのジェンダーと同一化したいと願って、反対の性別になりたいと強く望みます。そのため、反対の性別の服装（異性装）をしたり、反対の性別としての遊びを好みます。

男の子の場合、女の子の遊びを好んだり、女の子の服装をしたいと望みます。また、女の子の場合には、男の子のような活発な遊びを好みます。これは、自らのジェンダーにあった生活や遊びをすることが自分の気持ちにじっくりするためです。

③ 反対の性別として性別役割を果たそうとする

日常生活の中でも反対の性別として行動したり、義務を果たしたり、家庭や職場、社会的人間関係でも、反対の性別として役割を果たそうとします。また、言葉遣いや身のこなしなど、様々な点で、反対の性別として役割を演じることを希望し、実際そのように実行します。



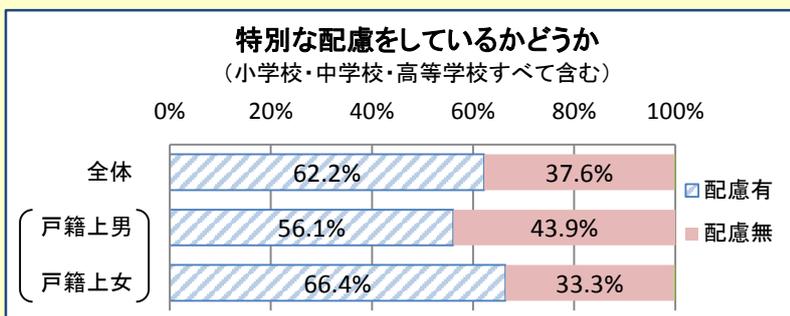
3 学校における性同一性障害に係る対応状況

平成26年6月、文部科学省が公表した「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」の結果をもとに、学校における対応状況がどのようになっているのか見てみましょう。

（注）本調査は、児童生徒本人が性別違和感を持ち、かつ児童生徒本人又は保護者が性同一性障害であるとの認識を有している場合であって、「児童生徒又は保護者がその児童生徒本人の自己認識を学校の教職員に開示している」場合を調査対象としています。

また、児童生徒が望まない場合は回答を求めていることに加え、学校において既に把握している事例のみを調査対象としています。

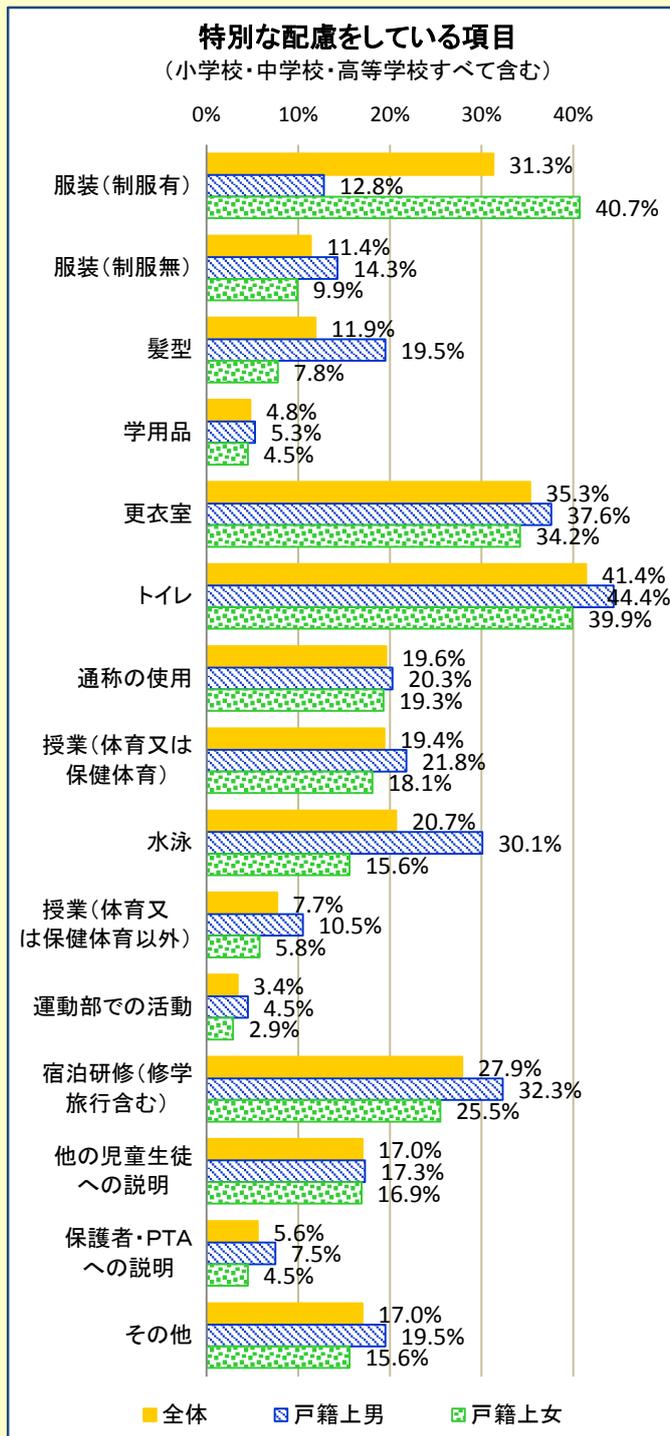
① 特別な配慮の有無



特別な配慮をしている事例は約6割、配慮していない事例は約4割となっています。

児童生徒本人が特別な配慮を求めていることなども踏まえ、あえて配慮していないという事例も比較あることがうかがえます。

② 特別な配慮をしている項目



【特別な配慮の具体的な事例】

服装(制服有)	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別の制服着用を認める。 体操着登校を認める。
服装(制服無)	<ul style="list-style-type: none"> スカートで登校しているが本人の意思を尊重している。(小学校高学年、戸籍上男)
髪型	<ul style="list-style-type: none"> 男子生徒の標準的な髪型よりも長い髪型を清潔さを損なわない範囲で認める。(高等学校、戸籍男)
学用品	<ul style="list-style-type: none"> 名前シールなどの男女の色分けをできるだけ避ける。 自認する性別のスリッパ着用を認める。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> 保健室の利用を認める。 多目的トイレを更衣室として使用することを認める。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 職員トイレ、多目的トイレの使用を認める。
通称の使用	<ul style="list-style-type: none"> 校内文書を通称で統一する。 公式行事では通称で呼ぶ。
授業(体育又は保健体育)	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別のグループに入れるようにする。 本人用に別メニューを設定する。
水泳	<ul style="list-style-type: none"> 上半身が隠れる水着の着用を認める。(戸籍上男) 補習として別日に実施する。 レポート提出で代替する。
授業(体育及び保健体育以外)	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別として名簿上扱う。 男女混合グループを作り発言しやすい環境を整備する。
運動部での活動	<ul style="list-style-type: none"> 自認する性別の活動に参加することを認める。
宿泊研修(修学旅行含む)	<ul style="list-style-type: none"> 1人部屋を使用することを認める。 入浴時間をずらす。
他の児童生徒への説明	<ul style="list-style-type: none"> 入学直後に本人及び担任から全校生徒に対し説明する。 本人の希望により説明していない。
保護者・PTAへの説明	<ul style="list-style-type: none"> 入学時に保護者会で説明する。 本人の希望により保護者には告げていない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 全ての生徒を「さん」付けて呼称するよう統一する。 内科検診を別途実施する。

4 対応のポイント

性同一性障害のある児童生徒については、当該児童生徒及び保護者のプライバシーや意向に十分配慮しながら、次の3点に留意して対応することが大切です。

- ① 学級担任や管理職をはじめとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して対応すること。
- ② 児童生徒の実情を把握した上で教育相談を実施し、児童生徒の心情に十分配慮した対応をすること。
- ③ 必要に応じて、関係医療機関と連携すること。

5 個別事例の紹介

《事例1》小学校低学年

- 戸籍：男（性同一性障害の診断：有）
- 学校の体制
 - ・トイレ、通称の使用、水泳、保護者・PTAの説明について、細心の配慮を行っている。
 - ・保護者との信頼関係を基盤とし、将来の耐性などを見通し、本人並びに周囲にも特別扱いをしていると受け取られないよう、全校職員の共通行動により適宜対応している。
- 現状
 - ・女の子として元気に生活している。
 - ・学級担任も児童も、他の女の子に接する態度と変わらない態度で接している。

《事例2》小学校中学年

- 戸籍：男（性同一性障害の診断：無）
- 学校の体制
 - ・スクールカウンセラーがきめ細かく児童の様子を見守っている。
 - ・教職員間で共通理解を図っている。
- 現状
 - ・本人の気持ちを尊重して生活できる環境を整えているので快適に過ごせている。他の児童の一部は気づいているが、特に騒ぐことなく受け止めている。
 - ・他の児童の保護者の中には、子どもがこの件について尋ねてきた際の回答の在り方について心配している方もいる。

《事例3》小学校高学年

- 戸籍：男（性同一性障害の診断：有）
- 学校の体制
 - ・医師、専門家、教育委員会、進学先の中学校等と連携し、数回ケース会議を行っている。
 - ・服装と髪型は本人の意思を尊重するなどの特別な配慮を行っている。
- 現状
 - ・本人は、のびのびと学校生活を送っている。
 - ・保護者の理解もあり、本人にとってのよき支援者となっている。
 - ・他の児童も本人に対して自然に振る舞っている。

《事例4》中学校

- 戸籍：女（性同一性障害の診断：有）
- 学校の体制
 - ・入学に当たり専門医の診断を受け、入学前に保護者・本人と打合せを行い準備した。
 - ・その後、「入学式当日に本人・保護者よりクラス・保護者に公表」「本人と職員から、学年集会で学年生徒に全校集会で全校に公表」「PTA総会で校長から保護者に公表」を行った。
 - ・更衣室、トイレ、健康診断、水泳について特別な配慮を行い、本人が自認する性別で学校生活を送れるようにしている。
- 現状
 - ・本人は男の子として学校生活を送り、他の生徒も男の子として接している。
 - ・全校生徒の前で自分の気持ちを公表した勇気に対し、生徒達は本人が安心して過ごせる学校にしたいと受け入れている。

《事例5》高等学校

- 戸籍：女（性同一性障害の診断：無）
- 学校の体制
 - ・本人は悩み、不安などを養護教諭に相談している。
 - ・養護教諭はその内容に応じて、関係職員に報告し、学級担任とともに対応を行っている。
- 現状
 - ・本校は女子生徒の制服にもスラックスがあるため、常時スラックスを着用しており、髪型や言動からもかなり男子生徒と同化しているように見受けられる。
 - ・本人は、仲のよい男子生徒が数名おり、その仲間からは理解してもらっていると話している。
 - ・本人は、早期にカウンセリング、診断、治療を開始し、男性として進路実現を図りたいという希望をもっているが、保護者の理解・協力は得られていない。

《事例6》高等学校

- 戸籍：男（性同一性障害の診断：有）
- 学校の体制
 - ・管理職、養護教諭、学年主任、体育担当教諭、担任が情報を共有している。
 - ・特別な配慮は行っていない。
- 現状
 - ・出席状況は良好。
 - ・クラス内では特別視されている様子はなく、周りの生徒も本人の個性として受け止めているようである。

6 参考・引用資料

- 厚生労働省「知ることから始めよう みんなのメンタルヘルス(性同一性障害)」
http://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_gender.html（平成26年12月1日現在）
- 文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果について」（平成26年6月18日）